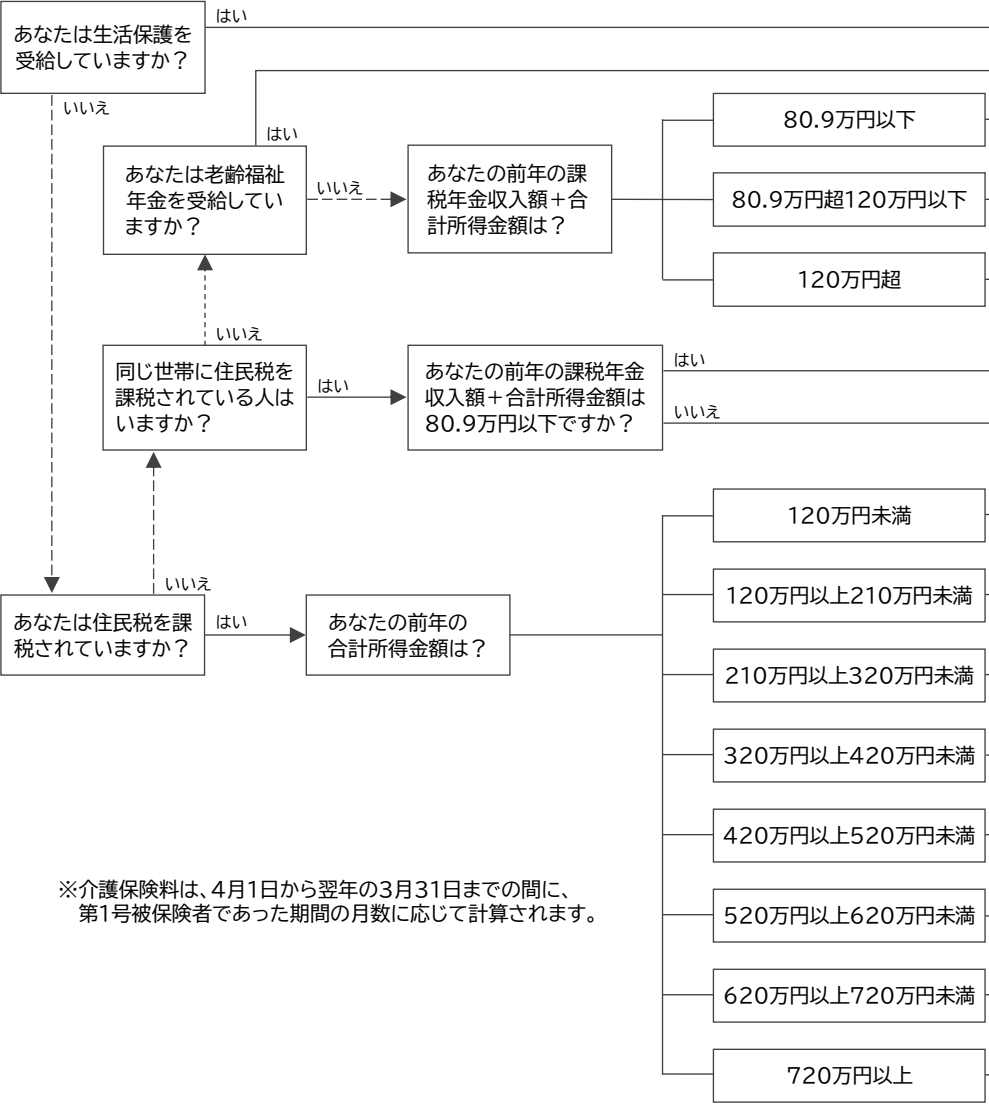


≪ R7～R8年度 介護保険料(年額)フローチャート ≫



所得段階	対象者	保険料 (年額)
1	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	21,700
2	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	37,000
3	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	52,300
4	・本人が住民税非課税かつ世帯員が住民税課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	68,800
5	・本人が住民税非課税かつ世帯員が住民税課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超の方	76,500
6	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,800
7	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	99,400
8	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	114,700
9	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	130,000
10	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	145,300
11	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	160,600
12	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	175,900
13	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	183,600

※介護保険料は、4月1日から翌年の3月31日までの間に、第1号被保険者であった期間の月数に応じて計算されます。

- 老 齢 福 祉 年 金
 :
 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前生まれの方で一定の要件を満たしている方に支給される年金です。
- 合 計 所 得 金 額
 :
 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類によって計算方法が異なります)を差し引いた金額のことで、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額になります。
 ただし、長期及び短期譲渡所得については特別控除後の金額となります。
 ※所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、課税年金収入に係る雑所得を差し引いた後の金額です。
- 課 税 年 金 収 入
 :
 税法上課税対象の収入となる公的年金等収入(国民年金・厚生年金・共済年金など)のことで、遺族年金・障害年金・老齢福祉年金などは含まれません。